

令和7年度秋田労働基準監督署及び秋田労働局雇用環境・均等室で使用するレンタカー長期賃貸借契約に係る仕様書

1. 契約車種・官署・台数等

別紙①及び②③のとおり

2. 契約予定期間

令和7年5月16日（金）～令和8年2月27日（金）

※期間中、継続してレンタカーを使用するが、契約指定官署や使用時期により変動がある。

3. 納車・返却

（1）納車

別紙②に示す日時までに、契約指定官署へ納車することとする。

なお、納車にあたっては、契約指定官署と事前に調整を行うこと。

（2）返却

別紙②に示す日時以降に、契約指定官署から引き取ることとする。

なお、引取りにあたっては、契約指定官署と事前に調整を行うこと。

（3）車検及び点検等の車両整備が必要な場合は、契約指定官署と協議の上対応する。

4. 保管及び損害の負担

（1）借主は、賃貸借中の車両を、善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

（2）賃貸借中の車両について、借主が注意義務を怠ったことにより生じた損害は、借主が修理等により原状回復することとする。ただし、天災その他不可抗力であって借主の責めに帰すべからざる事由による損害の場合は、貸主の負担とすること。

（3）付保する保険補償・免責保証でてん補された損害に対しては、借主は負担しないものとする。

5. 支払

（1）貸主は、毎月末日経過後10日以内に支払請求書により官署支出官秋田労働局長（以下「官署支出官」）に請求するものとする。

（2）官署支出官は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

6. 落札業者の決定

（1）落札者は、総合評価落札方式により決定する。

（2）次の各要件を満たす入札書のうち、入札説明書別紙9の「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 別紙②「令和7年度秋田労働基準監督署及び秋田労働局雇用環境・均等室で使用するレンタカー長期賃貸借契約リスト」に見積単価（1台分の月額料金）を記入し、予定台数及び月数を乗じて得た金額の合計（税抜き）が、国が定めた予定価格の範囲内であること。

※見積単価は、当該仕様書の内容をすべて履行するにあたって必要となる諸経費すべてとし、消費税は含まないものとする。

イ. 入札者の提出した入札説明書別紙8の「性能証明書」が、契約担当官による審査の結果、合格したものであること。

7. その他

- (1) 落札者は仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 再委託についての要件は、別紙④のとおりとする。
- (3) 契約指定官署の連絡先、担当者は以下のとおり。

契約指定官署	郵便番号	住 所	担 当	連絡先
秋田労働基準監督署	010-0951	秋田市山王 7-1-4 秋 田第 2 合同庁舎 2 階	業務課長	TEL:018-865-3671
秋田労働局 雇用環境・均等室	010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4 階	総務班長	TEL:018-862-6684